

固定通信分野における 特定卸電気通信役務の対象について

令和6年10月30日

事 務 局

卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- 指定設備卸役務の提供に関する情報を総務大臣に届け出る義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）が課されているほか、指定設備設置事業者の交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備として、
- 特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少なくない指定設備卸役務）を提供する義務、
- 特定卸役務に関する協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

指定設備卸役務

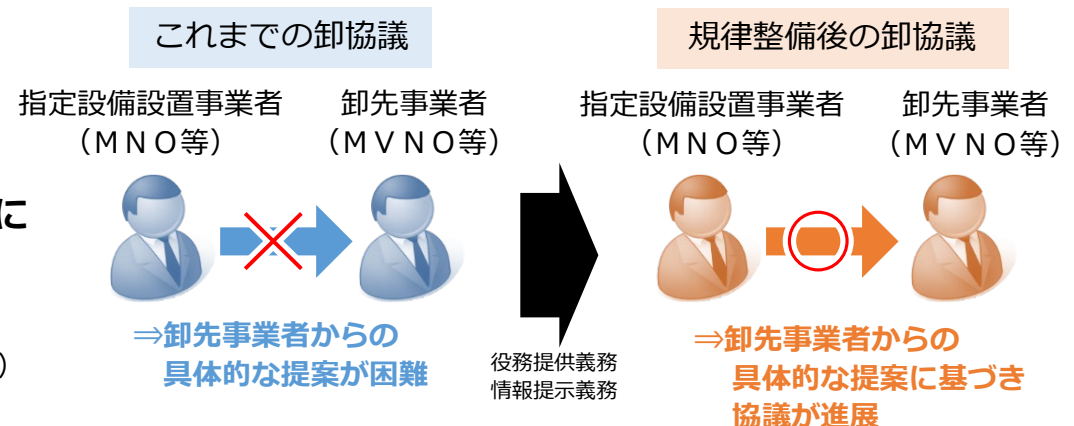
※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

- 総務大臣への届出義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少なくない指定設備卸役務）

- 役務を提供する義務
【特定卸役務の範囲】
 - ・ 携帯電話サービス（4G、5G）
 - ・ 全国BWA
 - ・ FTTHアクセスサービス 等
- 協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務
【提示する情報】
 - ・ 接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
 - ・ 卸料金と接続料相当額の差額の用途

<卸協議の適正化イメージ>



経緯・背景

- 現在、光IP電話については、令和4年電気通信事業法改正により令和5年6月に施行された、電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示において、特定卸電気通信役務として定められている。
- 「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書(令和6年9月12日)においては、特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況について、関係事業者へのヒアリングや構成員からの意見を踏まえ、ひかり電話ネクストについて、次のとおり考え方が示されたところ。

■「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書(令和6年9月12日)抜粋

第4章 卸電気通信役務の適正性の確保(特定卸役務等の協議の適正化) 2. 固定通信分野/(4) 考え方/ ③ 対象役務の範囲

ひかり電話ネクストについては、ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」であるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべきである。

ただし、例えば、双方向番号ポータビリティ実現までの間に、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。

一方、ひかり電話ネクストを卸検証ガイドラインに基づく検証の対象とすることについては、その判断基準が、「適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い」かどうかとされているところ、現時点でそのような状況であると考えすることは時期尚早である。

なお、光IP電話に係る接続との代替性については、代替性を有する接続機能として、NGNの優先パケット転送機能が有力であるところ、当該機能の利用を円滑化するための協議が進展することが期待される。



上記を踏まえ、NTT東日本・西日本のひかり電話ネクストについて、関係事業者からのヒアリング等を通じて競争環境への影響や接続との代替性等を検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かについて整理すべきではないか。

- 「接続料の算定等に関する研究会」における特定卸役務の範囲に関する主な意見は以下のとおり。

構成員意見

- 特にひかり電話ネクストや光ＩＰ電話について、個々の卸役務ごとの精査・現状の確認が必要ではないか。特に、ひかり電話ネクストについては、双方向番号ポータビリティが可能となった場合、特定卸から除外すべきというのがＮＴＴ東日本・西日本の意見と認識しているが、制度上、特定卸役務に関しては、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものが対象外とされているので、この点の把握が求められている。（第81回会合・西村暢史構成員）
- 競争関係への影響という観点からは個々の卸役務ごとの精査を要するが、卸役務以外の類似サービスがないかという点で、特定の利用者にとっては卸役務以外の選択肢がない中では、卸先事業者にとってはビジネス上非常に重要な位置づけになるので、これを踏まえて判断する必要がある。（第81回会合・西村暢史構成員）
- 光サービスの市場自体の拡大がない中、ホームルーター等との競争の実態等について、そもそも利用者から見てホームルーターとＦＴＴＨアクセスサービスが同じ市場なのも含め、「市場規模」や「市場支配力」等の文言や意味の精査が必要。そうすると、やはり精査に一定の時間が必要かと思うので、機械的に除外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関係に及ぼす影響に係る要件が総合的に判断できるものではない。（第81回会合・西村暢史構成員）

関係事業者意見

（○：ＮＴＴ東日本・西日本、●：卸先事業者等）

- 全ての光ＩＰ電話を特定卸役務から除くことは競争上大きな課題がある。メタル回線による０ＡＢ-J音声単独市場は現在においても1,400万契約存在し、電話のみを需要する利用者ニーズは依然高い一方で、現状においては、メタル回線廃止後にはひかり電話ネクストの卸役務に代替する小規模法人向けの０ＡＢ-J音声単体サービス（接続や他サービス）が存在しない。
 - ・ モバイル０ＡＢ-J ＩＰ電話は複数チャネル提供不可で、提供地域の制約等もあり、法人向け代替サービスにはなり得ない。
 - ・ ＮＧＮの優先パケット転送機能はブロードバンド上での提供が前提で、電話単体でのサービスが提供できないこと、シェアドアクセス方式の加入光ファイバは収容率の課題がありＮＴＴ東日本・西日本との価格競争ができないことから、接続による代替は困難。双方向番号ポータビリティ開始後も、ひかり電話ネクストの卸役務は引き続き極めて重要な卸役務であり、引き続き特定卸電気通信役務として提供されることが必須。また、卸役務の料金設定と同一単位での接続料相当額開示が必須。（第80回会合・ソフトバンク）
- 無料アプリ通話やＳＮＳ等の隆盛によって、電話サービスは多様なコミュニケーション手段の1つに過ぎなくなっており、特に固定電話市場は既に顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供する「維持・縮退フェーズ」に移行している状況。競争政策に係る新たな規制を導入する必要性はない。
- （「機械的に除外する・しないではなく、よく判断をした上でないと適正な競争関係に及ぼす影響に係る要件が総合的に判断できるものではない」（第81回会合・西村暢史構成員）との構成員意見を踏まえ）ひかり電話ネクストについて市場に影響がないと主張したが、確かに客観的な調査・検証も重要と思っている。
- メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画・代替サービスは現時点で未定だが、メタル回線のスムーズな移行に向けては今後、誠意をもって協議させていただきたい。（以上、第81回会合・ＮＴＴ東日本・西日本）



- 第89回会合(令和6年10月30日(水))
→ 検討事項及びスケジュール等の案について事務局から提示、卸先事業者からヒアリング
- 第90回会合(令和6年11月19日(火))
→ 特定卸役務提供事業者 (N T T 東日本・西日本) からヒアリング
- 第91回会合(令和6年12月 ●日(●))
→ ヒアリング等を踏まえ、論点整理 (案) について、事務局から提示、議論

(参考資料)

省令

(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲)

第25条の7の5【新設】 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる**電気通信役務**(当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。)以外のものとする。

一 **FTTHアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するFTTHアクセスサービスをいう。次条第二項において同じ。)

二 **携帯電話**(様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの又は第五世代移動通信システムを使用するものに限る。)又は**全国BWAアクセスサービス**(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)

三 その他総務大臣が**別に告示するもの**

告示

電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第三号の告示で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

一 **光信号伝送用の第一種指定端末系伝送路設備を用いて提供されるIP電話**(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいい、電気通信事業法施行規則第十四条第三号に規定する電気通信役務を除く。)

二 **セルラーLPWA**(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。)を用いる電気通信役務(電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五第二号に該当するものを除く。)

規定の趣旨

① 特定卸電気通信役務の範囲

・ 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものの以外のものが、特定卸電気通信役務の範囲となる。

・ 広く一般利用者が利用するサービスの提供のため、多くの電気通信事業者に用いられるという観点から、次の役務を特定卸電気通信役務の範囲とする。(その利用者に対して現に提供していないものを除く。)

i) FTTHアクセスサービス(第1号)

ii) 携帯電話、全国BWAアクセスサービス(第2号)※1

※1 3.9-4G、5G対応のものに限る。

iii) 別に告示で定める役務(第3号)※2

※2 市場の競争環境に変化が生じた場合に、特定卸電気通信役務の範囲を柔軟に見直すため、競争環境を踏まえるべき一部の役務については、告示において特定卸電気通信役務の範囲とする。

② 特定卸電気通信役務の範囲を別に定める告示(諮問対象外)

・ 現時点においては、次の役務を告示に規定する。

iv) 光IP電話 (「光回線電話」を除く。)

v) セルラーLPWA

・ 光IP電話については、固定電話のIP網への移行に伴い、双方向番号ポータビリティが可能となった場合には、特定卸電気通信役務の範囲から除外する(別途改正予定)。

第4章 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）

2. 固定通信分野

(4) 考え方

③ 対象役務の範囲

特定卸役務の対象役務の範囲に関して、光 I P 電話については、N T T 東日本・西日本からは

- ・ 第七次報告書において、双方向番号ポータビリティ実現後は特定卸役務の範囲から除くことが適当と整理されており、その後の状況変化はない

- ・ ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、その施設数の割合は電話サービス市場全体に対して0.03%、固定電話市場全体に対して0.2%（卸のみでは0.07%）と公正競争に与える影響は限りなく少ない

との意見があった。

一方、卸先事業者からは

- ・ 光 I P 電話全般については法人向け市場が重要であるが、法人向けでは卸先事業者と卸元事業者が競合していること、

- ・ 加入光ファイバを用いた電話単体サービスであるひかり電話ネクストについて、接続機能による代替性もなく、現状ではメタル回線廃止後にひかり電話ネクストの卸役務に代替するサービスが存在しないこと、

この点、特定卸役務は、指定設備卸役務を原則対象とし、「事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」を例外的に対象外とするものである。また、ひかり電話ネクストは特定卸役務の対象を整理する段階では提供されていなかったところ、今回新たに、関係事業者から具体的な懸念も示されたものである。

ひかり電話ネクストは、第七次報告書において整理したひかり電話の性質とは、次のとおり異なる点がある。

- ・ ひかり電話については、N T T 東日本・西日本の卸役務のシェアが固定電話中17%を占めていたが、ひかり電話ネクストについては、0.07%（小売を含めても0.2%）に過ぎない。

- ・ ただし、ひかり電話については、接続により類似サービスの提供が可能。ひかり電話ネクストは、現状、優先パケット転送機能の制約上、同様の対応ができない。

上記の状況を踏まえると、ひかり電話ネクストについては、ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」とであるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべきである。

ただし、例えば、双方向番号ポータビリティ実現までの間に、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。

一方、ひかり電話ネクストを卸検証ガイドラインに基づく検証の対象とすることについては、その判断基準が、「適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い」かどうかとされているところ、現時点でそのような状況であると考えすることは時期尚早である。

なお、光 I P 電話に係る接続との代替性については、代替性を有する接続機能として、N G N の優先パケット転送機能が有力であるところ、当該機能の利用を円滑化するための協議が進展することが期待される。